

平成 20 年度

環境等測定調査結果

(概要)

福 島 県

(この概要書は、平成 21 年 7 月に公表済みのものです。)

県では、人の健康を保護し、生活環境を保全するため、毎年度、各環境法律又は条例等に基づき、国や関係市町村の協力を得て、環境に係る測定や調査を実施しています。

この資料は、平成20年度に調査した①大気汚染常時監視の状況、②有害大気汚染物質モニタリングの状況、③酸性雨モニタリングの状況、④アスベストモニタリングの状況、⑤公共用水域の水質測定の状況、⑥地下水の水質測定の状況、⑦ゴルフ場排水等の農薬の状況、⑧ダイオキシン類の状況、⑨ダイオキシン類の自主測定の状況、⑩外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の状況、⑪騒音の状況、⑫公害苦情の状況及び⑬平成19年度の化学物質の排出量・移動量の集計結果、並びに、⑭猪苗代湖の水質測定結果等の状況を取りまとめたものです。

1 大気汚染常時監視測定結果の概要

この概要は、大気汚染防止法の規定に基づき、県内の大気汚染の状況を常時監視した結果を取りまとめたものです。本県では平成20年度から「大気常時監視測定局配置計画」に基づく測定局の整備を行っており、平成20年度は、一般環境大気測定局（40局）と自動車排出ガス測定局（3局）で測定を行いました。

環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、長期的評価（※1）及び短期的評価（※2）により評価しています。なお、環境基準の達成、未達成は一般的に長期的評価を指します。その結果は次のとおりです（表-1）。

表-1 環境基準の達成状況
(一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局) (単位：%)

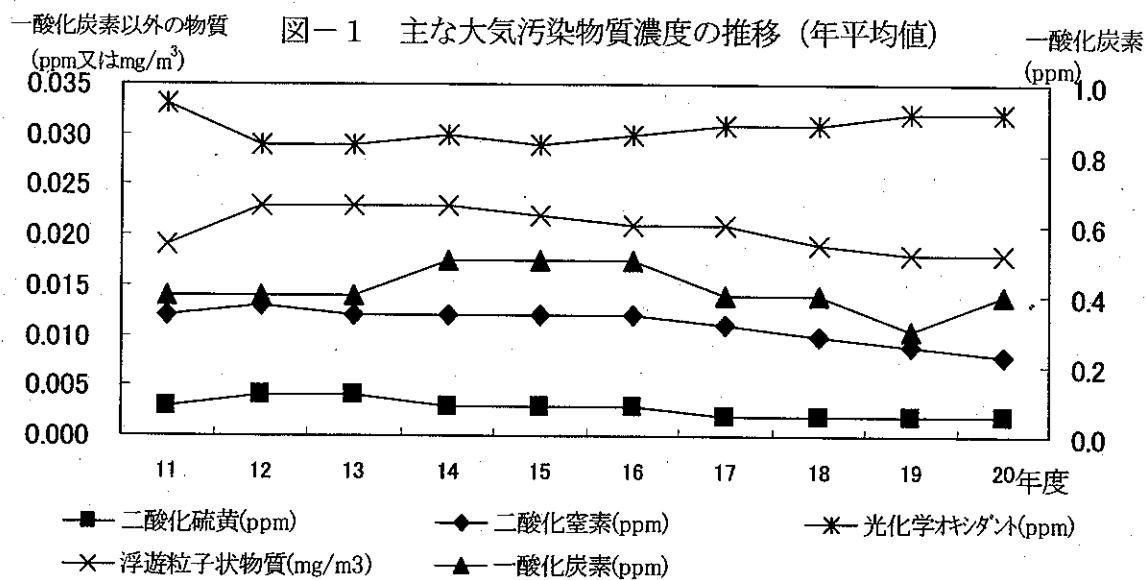
達成状況 大気汚染物質	有効測定局数 (平成20年度)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
二酸化硫黄	32局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二酸化窒素	32局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
光化学オキシダント	34局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一酸化炭素	2局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
浮遊粒子状物質	26局	100.0	93.5	100.0	100.0	100.0

- (1) 二酸化硫黄については、32測定局すべてで環境基準の長期的評価（※1）を達成しました。短期的評価（※2）は29局で達成し、達成率は90.6%でした。
- (2) 二酸化窒素については、32測定局すべてで環境基準を達成しました。
- (3) 光化学オキシダントについては、34測定局すべてで環境基準が達成されませんでした。
- (4) 一酸化炭素については、2測定局とも環境基準の長期的評価（※1）と短期的評価（※2）を達成しました。

(5) 浮遊粒子状物質については、26測定局すべてで環境基準の長期的評価(※1)を達成しました。短期的評価(※2)は23局で達成し、達成率は88.5%でした。

(6) (1)～(5)の大気汚染物質濃度（全測定局の年平均値）の経年変化は、各物質とも全国平均より低いレベルで推移する傾向にあります。

(7) 各測定局における大気汚染物質濃度の年平均値は、前年度に比べ、すべての物質について横ばいでいた（図-1）。



（注）光化学オキシダントは、昼間測定時間（5～20時）の年平均値です。

※1：長期的評価…1年間にわたる測定結果を長期的に評価するもので、年間の1日平均値のうち高い方から2%の範囲を除外して評価する（ただし、1日平均値が2日連続して環境基準を超えない場合）。

※2：短期的評価…短時間（日又は時間）の測定結果を短期的に評価するもので、測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較し評価する。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果の概要

この概要是、大気汚染防止法に基づき、県内大気の有害大気汚染物質による汚染状況をモニタリング調査した結果を取りまとめたものです。

調査は、一般環境4地点、発生源周辺6地点、道路沿道2地点、計12地点で実施しました。

測定は、環境基準の定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）及び指針値の定められている7物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン）のほか6物質（アセトアルデヒド、酸化エチレン、ヒ素及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物）について毎月1回実施しました。

結果の評価は、各地点毎に計12個の測定値から年平均値を求ることにより行いました。

(1) 環境基準及び指針値の達成状況

環境基準の定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

また、指針値の定められている7物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン）については、すべての測定地点で指針値を下回りました。

(2) その他の物質の状況

その他の6物質については、すべての測定地点で、平成19年度の全国の平均値と同程度でした。

3 酸性雨モニタリング調査結果の概要

この概要是、県内の酸性雨の実態把握のため、モニタリング調査した結果を取りまとめたものです。

モニタリング調査地点（4地点）におけるpHの年間平均値は、4.73～4.97であり、前年度に比べすべて地点において上昇しましたが、長期的には横ばい傾向を示しています。

4 アスベストモニタリング調査結果の概要

この概要是、県内の一般環境大気中のアスベスト濃度レベルの把握のため、県内の住宅地域で調査した結果を取りまとめたものです。

県内の住宅地域（6市1町、各季節毎に年4回）の一般環境大気中のアスベスト濃度は0.22～0.42本/Lで、平成19年度結果と同程度でした。これは、大気汚染防止法の敷地境界基準（10本/L）と比較すると低い値でした。

5 公共用水域の水質測定結果の概要

この概要是、公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたものです。

県内の公共用水域の水質について、94河川、16湖沼及び13海域の209地点で測定を行いました。

(1) 健康項目

人の健康の保護に関する項目であるカドミウム等26項目について、河川、湖沼及び海域の82地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

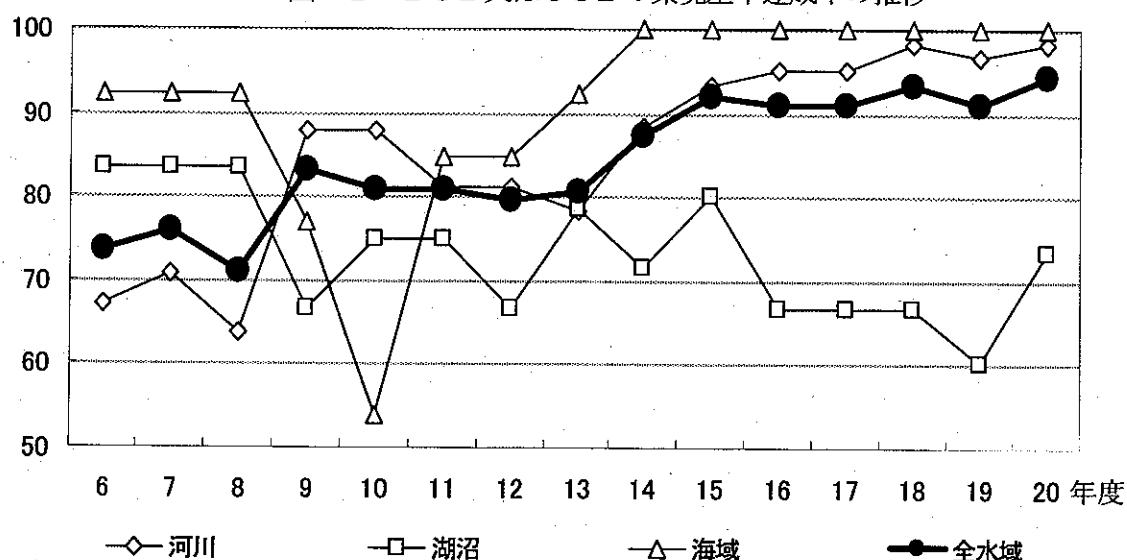
(2) 生活環境項目

水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）の環境基準の達成率は、河川98.3%、湖沼73.3%、海域100%でした。

全水域の達成率は94.3%で、前年度より上昇しました（前年度比+3.4ポイント、図-2）。

達成率(%)

図-2 BOD又はCODの環境基準達成率の推移



ア 河川

94河川の145地点で測定を行いました。

BODについては、環境基準が設定されている60水域のうち59水域で環境基準を達成しました（達成率98.3%、前年度比+1.6ポイント）。

環境基準を達成しなかった水域は、阿武隈川水系の逢瀬川（幕ノ内橋上流）の1水域のみであり、主な汚濁原因は生活排水であると考えられます。この水域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、引き続き、流域自治体と連携して、下水道、合併処理浄化槽の整備等の対策を推進していきます。

水生生物及びその生息又は生育環境の保全の指標である全亜鉛については、平成18年度から順次、県内の各水域に環境基準の当てはめが行われており、26水域で環境基準を達成しました（達成率100%、前年度と同じ）。

イ 湖沼

16湖沼の30地点で測定を行いました。

CODについては、環境基準が設定されている15湖沼のうち11水域で環境基準を達成しました（達成率73.3%、前年度比+13.3ポイント）。

富栄養化の指標である全窒素・全燐については、環境基準が設定されている7水域のうち5水域で環境基準を達成しました（達成率71.4%、前年度と同じ）。

環境基準が達成できなかった4水域の汚染原因是、次のとおりと考えています。

- ① 尾瀬沼、雄国沼についてはCODに係る環境基準が未達成、また、東山ダム貯水池についてはCOD、全燐に係る環境基準が未達成（全燐については、平成22年度までの暫定目標値も未達成）であり、いずれも主な汚濁原因是自然由来であると考えられます。
- ② 千五沢ダム貯水池については、COD、全窒素及び全燐に係る環境基準が未達成（全窒素については平成22年度までの暫定目標値は達成、全燐については同暫定目標値は未達成）であり、主な汚濁原因是生活排水のほか、畜産系の排水や自然由来の影響が複合的に関連していると考えられます。この水域は、「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して合併処理浄化槽の整備等の対策を推進するとともに、家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

水生生物及びその生息又は生育環境の保全の指標である全亜鉛については、平成20年度から評価対象とされた1水域で環境基準を達成しました。

ウ 海域

13海域の34地点で測定を行いました。

CODについては、環境基準が設定されている13水域全てで環境基準を達成しました（達成率100%、前年度と同じ）。

富栄養化の指標である全窒素・全燐については、環境基準が設定されている2水域全てで環境基準を達成しました（達成率100%、前年度と同じ）。

(3) その他の項目

要監視項目については、11河川の14地点で測定した結果、全マンガンが1地点において指針値を超過しましたが、その他の地点では超過はありませんでした。

※要監視項目：クロロホルム等の人の健康の保護に関連する物質で、公共用水域等における検出状況からみて、環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質とされている29項目

6 地下水の水質測定結果の概要

この概要是、地下水の水質測定計画に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたものです。

県内の地下水の水質について、324地点で測定を行いました。

(1) 概況調査

地下水の概況を把握するためにメッシュ調査を30地点、有害物質使用等工場・事業場周辺調査を35地点で測定した結果、環境基準を超過したのは4地点でした。

この内訳は、二本松市下川崎地区（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）、郡山市日和田町高倉地区（ふっ素）、郡山市芳賀1丁目地区（ふっ素及びほう素）及び猪苗代町長田地区（ほう素）でそれぞれの項目が超過しました。

(2) 定期モニタリング調査

平成元年度以降の概況調査等により、環境基準を超過した地点等の経年的な水質の変化を見るために208地点で定期モニタリング調査を行った結果、環境基準を超過したのは56地点でした。

この超過地点の状況は昨年までと同様の傾向でしたが、このうち、本宮市糠沢I周辺地区の1地点で、新たにテトラクロロエチレンが環境基準を超過しました。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

上記(1)、(2)の調査において、新たに環境基準の超過が判明した3地区51地点で汚染井戸周辺地区調査を行った結果、二本松市下川崎地区及び三春町御祭地区の2地区7地点で、ともに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

(4) 調査に基づく対応等

当年度に新たに環境基準超過が判明した5地区、また、汚染井戸周辺地区調査を行った1地区のうち、10地点（計6地区）では井戸が飲用として使用されていたことから、井戸所有者に対して調査結果を通知するとともに、保健所及び地元市町と連携して飲用指導をしました。

また、環境基準を超過した地区においては、今後とも継続監視調査により監視していくこととします。

7 ゴルフ場排水等農薬調査結果の概要

この概要是、ゴルフ場における農薬による水質汚濁防止のため、ゴルフ場排水等調査の結果を取りまとめたものです。

県内の営業ゴルフ場42か所（福島市、郡山市及びいわき市を除く。）のうち10ゴルフ場について、「福島県生活環境の保全等に関する条例」により排水基準が定められている36農薬について測定しました。

この結果、調査した10ゴルフ場では排水基準を超過した農薬はありませんでした。

8 ダイオキシン類調査結果の概要

この概要是、県内におけるダイオキシン類の環境中の状況や排出状況を把握するため、環境モニタリング調査（大気、水質、地下水、土壤等）、排出状況調査（煙道排出ガス等）、廃棄物最終処分場調査（放流水等）の結果を取りまとめたものです。

- (1) 環境モニタリング調査の結果、大気、水質、地下水及び土壤等の全ての調査地点で環境基準を達成していました。
- (2) 平成19年度に大気環境基準を超過した大熊町大字小入野地内において、発生源周辺の大気を調査しましたが、環境基準を下回っていました。
- (3) 排出状況調査については、煙道排ガス調査をおこなった26施設全てで排出基準を下回っていました。
- (4) 廃棄物最終処分場からの放流水等については、すべての施設において、放流水の維持管理基準を下回っていました。
周縁地下水については、すべて環境基準を下回っていました。

9 ダイオキシン類自主測定結果の概要

この概要是、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者から報告のあった自主測定結果（中核市を除く）を取りまとめたものです。

- (1) 煙道排出ガスについては、報告対象151施設中150施設から測定結果報告があり、そのうち排出基準を超過した施設が2施設でしたが、その後の再調査で全ての施設で排出基準値を下回っていました。なお、測定結果が未報告の施設が1施設でしたが、これは欠測によるものでした。
 - (2) 排出水については、報告対象10事業場すべてから測定結果報告があり、すべての事業場で排出基準を下回っていました。
 - (3) ばいじんについては、報告対象96施設のうち95施設から測定結果報告があり、そのうち、処理基準を超過した施設が1施設でしたが、その後の再調査で処理基準を下回っていました。なお、測定結果が未報告の施設が1施設でしたが、これは未測定によるものでした。
- また、燃え殻等については、120施設のうち全施設から測定結果報告があり、すべての施設で処理基準を下回っていました。

10 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等調査結果の概要

この概要は、人などの内分泌作用をかく乱するおそれがある外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等について、県内における環境中の濃度の実態を把握するため、環境モニタリング調査（水質等）及び発生源調査（廃棄物最終処分場等）の結果を取りまとめたものです。

- (1) 大気、水質等の環境モニタリング調査の結果、調査した8物質のうちポリ塩化ビフェニール類など合計3物質が検出されました。その結果は、概ね環境省が過去に調査した結果の範囲内でした。
- (2) 一般廃棄物最終処分場の放流水等からは、調査した9物質のうちビスフェノールA等6物質が検出されました。また、産業廃棄物処分場の放流水等からは、調査したビスフェノールA等3物質が全て検出されました。
- (3) 野生生物における環境ホルモン等の蓄積状況を把握するため、タヌキ2検体及びカワウ2検体の計4検体について、計23の化学物質を調査しました。
調査した23種類のうち検出されたのは、のべ15種類でした。
23種類の化学物質のうち、タヌキからは15種類、カワウからは12種類の化学物質が検出されました。
- (4) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P.R.T.R法)の届出結果から選定したフタル酸ジ-n-ブチル、N,N-ジメチルホルムアミドについて河川等の調査を実施しました。
この結果、フタル酸ジ-n-ブチルは検出されませんでしたが、N,N-ジメチルホルムアミドは検出されました。
フタル酸ジ-n-ブチル及びN,N-ジメチルホルムアミドについては、環境基準等については定められておりません。なお、河川等で検出されたN,N-ジメチルホルムアミドの濃度は、水生生物への影響が表れないと予測される濃度であるP.N.E.C(予測無影響濃度: Predicted No Effect Concentration)を下回っていました。

11 騒音調査結果の概要

この概要是、県内の生活環境における騒音の状況を把握するため、各調査結果を取りまとめたものです。

(1) 福島空港航空機騒音調査結果

福島空港の航空機騒音の環境基準の達成状況を確認するため、空港周辺の1市1町1村の4地点で測定を行い、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準を達成しました。

(2) 自動車騒音の常時監視測定結果

自動車騒音の環境基準の達成状況を確認するため、類型指定地域内にある県内4市1村において、幹線交通を担う道路の10路線10区間を選定し、道路近傍騒音を測定しました。

評価については、道路端から50mの範囲内に存在する住居等のうち、騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価する「面的評価」を行いました。

ア 評価対象の102路線257区間の道路において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等は40,091戸であり、全時間帯で環境基準を達成したのは36,870戸で、達成率は92.0%でした。

イ 道路種類別の環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、80.8%となっています。

(3) 環境騒音調査結果

県内の一般環境騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、類型指定地域を有する7市1町46地点で測定を行いました。

ア 全時間帯で環境基準を達成した地点は、46地点のうち41地点であり、達成率は89.1%でした。

イ 類型別にみると、全時間帯で環境基準を達成した地点は、A類型では14地点のうち13地点（達成率92.9%）、B類型では16地点のうち13地点（81.2%）、C類型では16地点のうち15地点（93.8%）でした。

(4) 自動車交通騒音実態調査結果

県内の自動車騒音の実態を把握するため、騒音規制法に基づく指定地域を有する10市4町1村86地点で測定を行いました。

ア 全調査地点のうち要請限度が適用されるのは77地点であり、このうち昼間及び夜間の二時間帯で要請限度以下だったのは75地点、その割合は97.4%でした。

イ 路種類別では、国道の34地点のうち2地点で要請限度を超過しましたが、主要地方道、一般県道、市町村道では、要請限度を超過した地点はありませんでした。

12 公害苦情調査結果の概要

この概要是、県及び市町村が受け付けた公害苦情（典型7公害以外の公害を含む。）について取りまとめたものです。

- (1) 新たに受理した公害苦情の総件数は613件で、前年度に比べて84件減少（減少率12.1%）しました。主な公害の種類では、典型7公害の「大気汚染」が63件、「悪臭」が20件減少し、「水質汚濁」が6件増加しました。
- (2) 公害の種類別苦情件数では、典型7公害の苦情が473件で総件数の77.2%でした。
主な苦情は、「悪臭」が155件で最も多く、次いで「騒音」が127件、「大気汚染」が109件、「水質汚濁」が76件などでした。
典型7公害以外の苦情は、「廃棄物投棄」が40件、「その他」として、雑草等の繁茂やそれに伴う害虫の発生などが100件となっています。
- (3) 典型7公害の発生源別の苦情件数は（「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。）、「建設業」に関するものが84件で最も多く、次いで「製造業」に関するものが81件、「農業」に関するものが27件などとなっています。
- (4) 典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数は、都市計画区域が385件、都市計画区域外が88件でしたが、用途地域別にみると、「住居地域」が188件と最も多く、次いで「工業系地域」の73件、「市街化調整区域」の71件の順です。
- (5) 平成20年度に処理することとなった公害苦情処理係属性数648件のうち、処理された苦情は585件（処理率90.3%）でした。

13 化学物質の排出量・移動量の集計結果（平成19年度）の概要

この概要是、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、県を経由して国に届出した第一種指定化学物質（354物質）の排出量等が環境省・経済産業省から公表されたことに伴い、本県における環境への排出量等について取りまとめたものです。

- (1) 平成19年度は1,107事業所（全国40,725事業所、第13位）から届出があり、環境への排出量・移動量は16,249t（全国457,022t、第11位）で、その内訳は、排出量が6,483t（全国234,298t、第17位）、移動量が9,766t（全国222,724t、第8位）でした。
- (2) 届出排出量・移動量の多い上位5物質は、トルエン、ジクロロメタン（塩化メチレン）、キシレン、マンガン及びその化合物、ほう素及びその化合物でした。
- (3) 届出排出量・移動量を業種別にみると製造業が最も多く、当該業種内での排出量・移動量は、化学工業、電気機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、輸送用機械器具製造業の順でした。
- (4) 国が推計した福島県内の届出外排出量（対象業種要件未満、非対象業種、家庭、移動体からの排出量）は、約5,021t（全国292,337t、22位）でした。
- (5) 届出外排出量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、エチルベンゼンでした。
- (6) 平成19年度の届出排出量は、届出が始まった平成13年度と比較すると約40%減少し、特に大気への排出量は約47%減少しました。
また、一事業所当たりの排出量は、平成13年度の11.8トンから平成19年度は5.9トンに減少し、事業者による自主的な排出削減が進んでいるものと考えられます。

14 猪苗代湖の水質測定結果等の概要

この概要是、猪苗代湖の水質測定結果と「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の進捗状況を取りまとめたものです。

(1) 猪苗代湖の水質測定結果

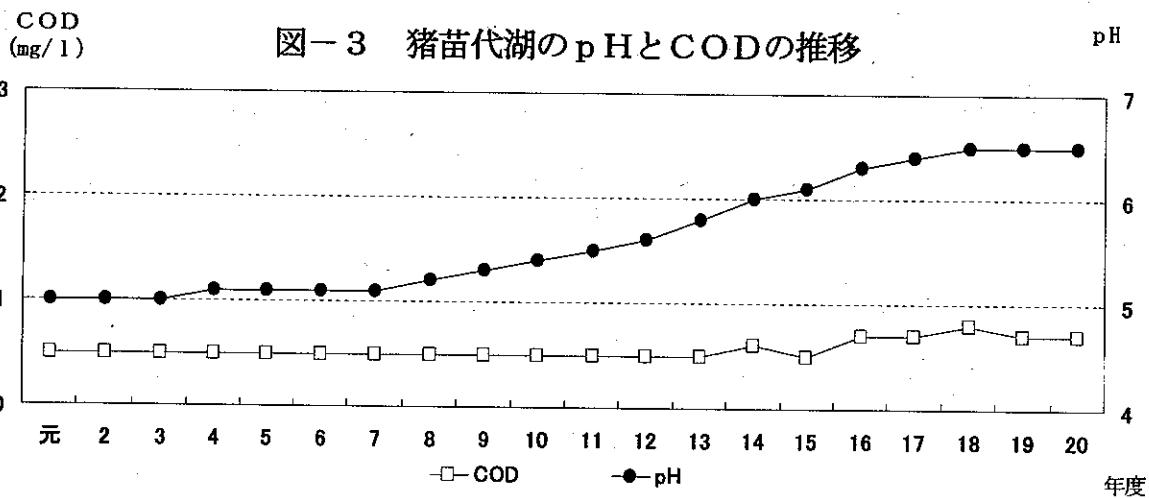
平成20年度公共用水域の水質測定計画に基づき、猪苗代湖の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたものです。

環境基準地点である湖心の水質の状況は次のとおりです。

ア pH（水素イオン濃度）は平成8年度以降、その値が上昇し、湖水の中性化の傾向がみられておりますが、平成20年度の年間平均は6.5で前年度と同じ値でした（図-3）。

イ CODは湖水の中性化に伴い、近年上昇する傾向がみられていますが、平成20年度は0.7mg/lで前年度と同じ値でした（図-3）。

ウ 大腸菌群数は、平成18年度、平成19年度において、環境基準を超過していましたが、平成20年度の最大値は490MPN/100mlで環境基準を達成しました（参考-2）。



(2) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画進捗状況

猪苗代湖の水環境保全対策については、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全に関する条例」に基づき、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、自然汚濁・面的汚濁の低減、人為汚濁の低減、県民参加による水環境保全活動の活性化などの施策に取り組んでいます。

この水環境保全推進計画の平成20年度における進捗状況を示す事業達成水準は、次のとおりでした（表-2）。

表－2 事業達成水準

項目	計画策定時の値	現況値	目標値
	平成12年度	平成20年度	平成22年度
自然汚濁・面的汚濁の低減 エコファーマー数	1人	1,077人	80人
人为汚濁の低減	下水道・農業集落排水処理施設の普及率	33.9%	64.7%
	窒素除去型浄化槽設置基数	2基	355基
	浄化槽法第11条の定期検査の適正率	93.6%	92.2%
	汚水処理人口普及率	39.7%	75.5%
	排水基準適合率	71%	66.7%
	家畜排せつ物処理施設整備率	59.1%	100%
県民参加による水環境保全活動の活性化 せせらぎスクール等への参加団体数	8団体	31団体	30団体
水質保全目標達成率 猪苗代湖	COD	66.7%	33.3%
	全窒素	0%	0%
	全りん	33.3%	100%
	COD	20.0%	0%
	全窒素	20.0%	20.0%
	全りん	60.0%	80.0%
裏磐梯湖沼	COD	66.7%	33.3%
	全窒素	0%	0%
	全りん	33.3%	100%
	COD	20.0%	0%
	全窒素	20.0%	20.0%
	全りん	60.0%	80.0%

(参考-1) 県内の水質のきれいな水域

【 河 川 】

(単位 : mg/L)

順位	河 川 名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1 (1)	松 川	阿武隈川合流前	< 0. 5	福島市
2 (1)	荒 川 (上流部)	日ノ倉橋上流	0. 5	福島市
2 (4)	好間川 (上流部)	岩穴つり橋	0. 5	いわき市
4 (1)	荒 川 (下流部)	阿武隈川合流前	0. 6	福島市
4 (7)	阿賀野川 (上流部)	田島橋	0. 6	南会津町

【 湖 沼 】

(単位 : mg/L)

順位	湖 沼 名	測定地点名	COD75%値	市町村
1 (1)	猪 苗 代 湖	湖 心	0. 7	郡山市 会津若松市 猪苗代町
2 (2)	磐梯五色沼湖沼群	毘沙門沼	1. 2	北塩原村
3 (6)	田子倉貯水池	湖 心	2. 0	只見町

【 海 域 】

(単位 : mg/L)

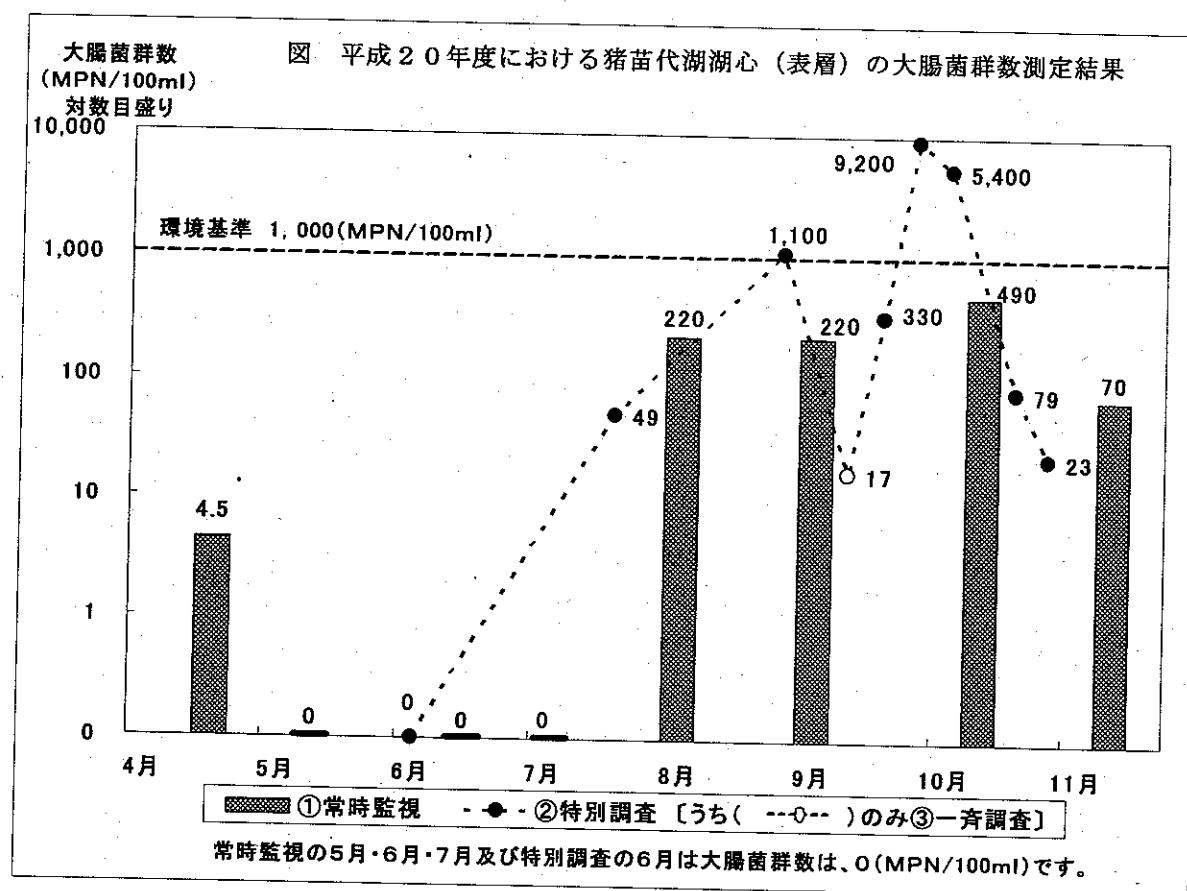
順位	海 域 名	測定地点名	COD75%値	地綱き市町村
1 (4)	松 川 浦	漁業権区域区3号中央付近	1. 0	相馬市
2 (1)	松 川 浦	漁業権区域区1号中央付近	1. 2	相馬市
3 (1)	相双地先海域	真野川沖約2,000m附近	1. 3	南相馬市(鹿島区)
3 (9)	相馬港及び相馬地先海域	地蔵川沖約2,500m付近	1. 3	新地町～相馬市

(注) 環境基準点におけるBOD(COD)75%値の小さいものからの順位

順位欄の() 数値は前年度の順位

(参考-2) 平成20年度における猪苗代湖の大腸菌群数の測定結果について

平成20年度における猪苗代湖湖心（表層）の大腸菌群数の測定結果は、図に示すとおりです。



- ①常時監視：水質汚濁防止法に基づく「水質測定計画」により、定期的に測定（環境基準の適否の評価）
- ②特別調査：大腸菌群数が増加すると予測される時期に、実施した特別調査（大腸菌群の挙動を把握）
- ③一斉調査：「清らかな湖、美しい猪苗代湖の水環境研究協議会」（会長 中村玄正日本大学名誉教授）が実施した調査（9月11日）

特に断りのない限り、市町村の名称や数は平成21年4月1日現在で記載しています。

福島県生活環境部水・大気環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7258 / 024-521-7261 FAX 024-521-7927

調査結果は、次のホームページで公開しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/>